

防府市農業委員補助員設置要綱

平成22年9月1日制定

(設置)

第1条 農地法（昭和27年法律第229号）第30条の規定に基づき、防府市内の遊休農地等の利用状況を調査するため、農業委員補助員（以下「補助員」という。）を置く。

(指名)

第2条 補助員は、防府とくち農業協同組合若しくは山口県農業共済組合又は農業委員から推薦された者の中から、防府市農業委員会会長（以下「会長」という。）が指名する。

(身分)

第3条 補助員は、非常勤の嘱託員とする。

(任期)

第4条 補助員の任期は、会長が定める期間内とする。

(勤務日等)

第5条 補助員の勤務は、1日当たり7時間以内とし、勤務日数は、会長が定める。

2 補助員は、勤務状況及び活動状況について、担当農業委員を経て、その内容を事務局に報告する。

(勤務場所)

第6条 補助員の勤務場所は、会長が定める区域とし、担当農業委員に同行する。

(守秘義務)

第7条 補助員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職務内容)

第8条 補助員は、担当農業委員に協力し、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 遊休農地の所在及び所有者等の把握、図面等の整理に関すること。
- (2) 遊休農地の所有者等の農業経営の意向に関すること。
- (3) その他遊休農地の調査に関すること。

(賃金)

第9条 補助員の賃金は、次のとおりとする。

- (1) 補助員の賃金は、時給800円を支給する。
- (2) 賃金は、月末締めとし、翌月の20日に支給する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。